

陳情第5号

種苗法「改定案」の廃案を求める陳情

下記の者から別紙要旨による陳情書を受理したから、議会の審議に付する。

記

陳情者 京丹後市 XXXXXXXXXX

京丹後市農民組合

代表者 松村 統克

事務局長 安田 政教

令和2年8月28日 提出

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁

令和2年第4回京丹後市議会9月定例会  
陳情文書表

- 1 件名 種苗法「改定案」の廃案を求める陳情
- 2 受理年月日 令和2年8月19日
- 3 受理番号 第5号
- 4 陳情者 京丹後市■■■■■■■■■■  
京丹後市農民組合  
代表者 松村 統克  
事務局長 安田 政教
- 5 陳情の要旨等 別紙のとおり
- 6 付託委員会 産業建設常任委員会

# 種苗法「改定案」の廃案を求める陳情

2020年8月19日

京丹後市議会議長

金田琮仁 殿

受付

2.8.19

議会事務局  
総務課

陳情団体 京丹後市農民組合

住 所 京丹後市 [REDACTED]

代表者 松村統克 [REDACTED]

事務局長 安田政教 [REDACTED]

## 【陳情の趣旨】

種苗法「改定案」は、先の通常国会で食の安全を願う多くの消費者・農民・市民の反対の声に押され、一度も審議されることなく継続審議となりました。しかし、政府は年内（臨時国会）の成立を狙っています。

種苗法「改定案」は、日本政府も批准する「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」が規定する農民の「自家増殖の権利」を原則禁止するものです。これは、「主要農作物種子法」廃止と同時に成立した「農業競争力強化支援法」で、公的機関が保有する「種子の知見」を民間企業に提供することを盛り込み、さらに、海外企業が日本での品種登録をしやすくするなど、日本の優良品種を多国籍種子企業に提供するものと言わざるを得ません。

自家増殖を禁止しても、海外流出を防げないことは、農水省自身が認めています。自家増殖禁止は、許諾料や毎年種子を購入せざるを得なくなるなど、農民に負担増を強いることは明らかです。

農水省は、「育成者権が及ぶのは、1割にも満たない登録品種だから影響はない」と言いますが、実際の栽培では、米で3割以上を占めるなど登録品種の利用が増えています。

また、人気の在来種をゲノム編集技術で栄養素強化の性質などを組み込んで、新たな品種として登録し、在来種を企業の特許の権利下に置き、儲けの種にすることを可能にしています。

さらに種子企業は、遺伝子組み換え種子の開発以来、種子の栽培マニュアル（契約）に肥料や農薬などの使用量や使用時期を組み込み、農民の栽培に対する自主的判断を奪う傾向も強めており、栽培面からの企業依存も懸念されます。

このように種苗法「改定案」は、種子の企業支配を拡大させ、品種の多様性と農民の栽培技術を奪い、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化を支えてきた農産物の安定生産への消費者の願いにも逆行します。以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出いただきますよう陳情します。

## 【陳情項目】

1. 種苗法「改正」案を廃案にすること。